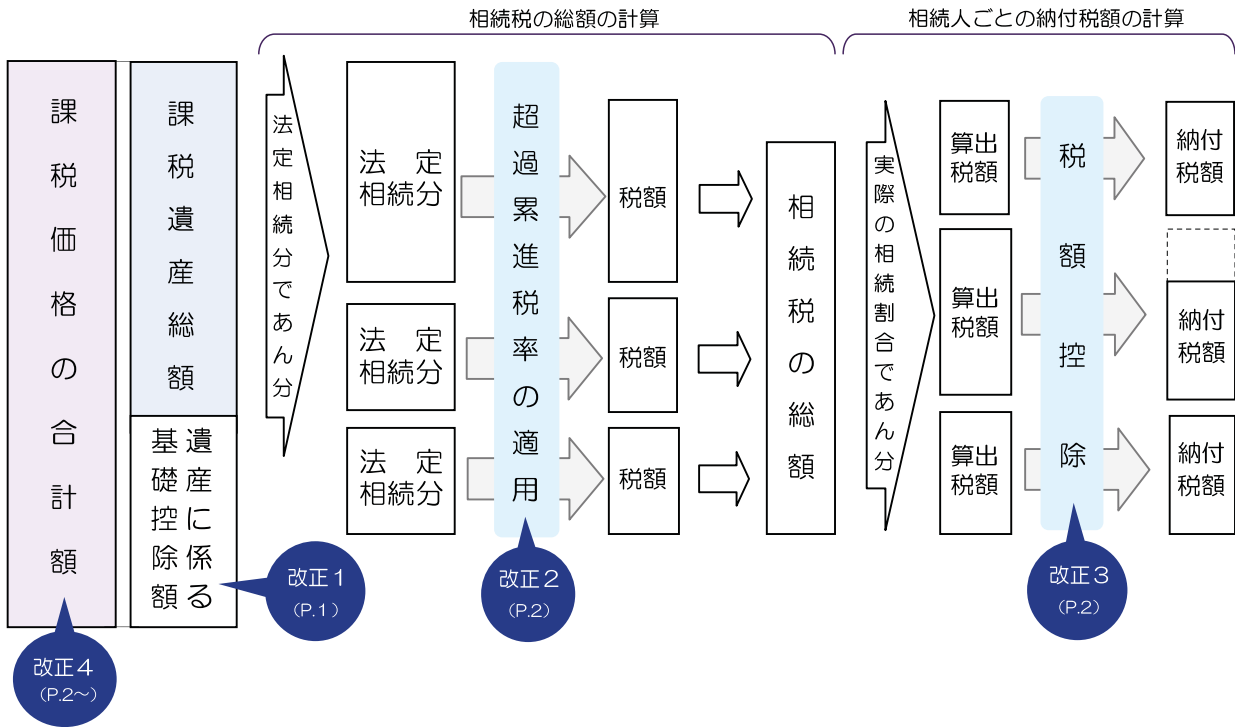


相続税

相続税のしくみ

【適用関係】「改正1」から「改正4」までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



相続税 改正1 遺産に係る基礎控除

○ 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格（※1）の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円と600万円に法定相続人の数（※2）を乗じて算出した金額との合計額）を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告を必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1 「各人の課税価格」

$$\text{各人の課税価格} = \left[\begin{array}{l} \text{相続又は遺贈} \\ \text{によって取得} \\ \text{した財産の} \\ \text{価額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{被相続人から} \\ \text{取得した相続時} \\ \text{精算課税適用財} \\ \text{産の価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{債務・葬式費} \\ \text{の金額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{相続開始前3年以} \\ \text{内に被相続人から} \\ \text{取得した暦年課税} \\ \text{適用財産の価額} \end{array} \right]$$

※2 「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。

また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は1人、被相続人に実子がいない場合は2人までとなります。

「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

$$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 3 \text{人}) = 4,800 \text{万円} \text{ (遺産に係る基礎控除額)}$$

相続税 改正2 相続税の税率構造

○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	〔改正前〕	税率	〔改正後〕	税率
～ 1,000万円以下		10%		10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下		15%		15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下		20%		20%
5,000万円超 ～ 1億円以下		30%		30%
1億円超 ～ 2億円以下		40%		40%
2億円超 ～ 3億円以下				45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%		50%
6億円超 ～				55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

「相続税の総額」の計算

- 例 課税価格の合計額が2億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合
 2億円（課税価格の合計額）－ 4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝ 1億5,200万円（課税遺産総額）
- ・ 配偶者（法定相続分1/2） 7,600万円 × 30% － 700万円 ＝ 1,580万円 … ①
 - ・ 子（法定相続分1/4） 3,800万円 × 20% － 200万円 ＝ 560万円 … ②
- ① + ② × 2 = 2,700万円（相続税の総額（P.1「相続税のしくみ」税額の合計額））

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

相続税 改正3 税額控除

○ 未成年者控除の控除額が引き上げられます。

〔改正前〕	〔改正後〕
20歳までの1年につき 6万円	20歳までの1年につき 10万円

「未成年者控除の控除額」の計算

- 例 相続人が15歳の場合 20（歳）－ 15（歳）＝ 5
 10万円 × 5 ＝ 50万円（未成年者控除額（P.1「相続税のしくみ」税額控除））

○ 障害者控除の控除額が引き上げられます。

〔改正前〕	〔改正後〕
85歳までの1年につき 6万円 （特別障害者 12万円 ）	85歳までの1年につき 10万円 （特別障害者 20万円 ）

相続税 改正4 小規模宅地等の特例

○ 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。（P.3 1参照）

〔改正前〕	〔改正後〕
限度面積 240㎡ （減額割合 80%）	限度面積 330㎡ （減額割合 80%）

○ 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。（P.3 2参照）

〔改正前〕	〔改正後〕
特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → 合計 400㎡ まで適用可能	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → 合計 730㎡ まで適用可能 （貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限り。）

小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等のうち限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

1 特例の適用対象となる宅地等 (①~④)

相続開始の直前における宅地等 (※1) の利用区分		要件		限度面積	減額割合	
被相続人等の <u>居住の用</u> に供されていた宅地等		①	特定居住用宅地等 に該当する宅地等 (注)	330 m ² (改正前: 240 m ²)	80%	
被相続人等の <u>事業の用</u> に供されていた宅地等	貸付事業 (※2) 以外の事業用の宅地等	②	特定事業用宅地等 に該当する宅地等	特定事業用等宅地等	400 m ²	80%
	貸付事業用の宅地等	③	特定同族会社事業用宅地等 に該当する宅地等 (一定の法人の事業の用に供されていたものに限ります。)		400 m ²	80%
		④	貸付事業用宅地等 に該当する宅地等	200 m ²	50%	

- ※1 「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（農地及び採草放牧地を除きます。）をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除きます。
- 2 「貸付事業」とは、相続開始の直前において被相続人等の「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」のことをいいます。
- (注) 「特定居住用宅地等」については、平成 25 年度税制改正（平成 26 年 1 月 1 日施行）により適用要件等の一部が改正されています。詳しくは、P.4「特定居住用宅地等の適用要件等について（平成 26 年 1 月 1 日施行後）」をご参照ください。

2 上記1の宅地等 (①~④) のうち、いずれか2以上の宅地等を選択する場合

特例の適用を選択する宅地等が、次の 1 又は 2 のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

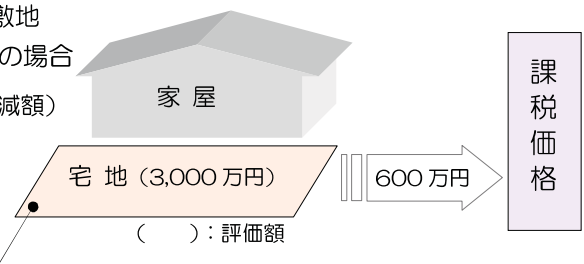
特例の適用を選択する宅地等		限度面積		
1	特定居住用宅地等 (①) 及び特定事業用等宅地等 (②又は③) 特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等 (④) がいない場合	①の適用面積の合計	$\leq 330 \text{ m}^2 \cdot$	②及び③の適用面積の合計 $\leq 400 \text{ m}^2$ 合計 730 m² (改正前: 合計 400 m ²)
2	貸付事業用宅地等 (④) 及びそれ以外の宅地等 (①、②又は③) 特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等 (④) がある場合	①の適用面積の合計	$\times \frac{200}{330} +$	②及び③の適用面積の合計 $\times \frac{200}{400} +$ ④の適用面積の合計 $\leq 200 \text{ m}^2$ (※)

※ 「貸付事業用宅地等」について特例の適用を受ける場合には、「2」の算式による限度面積の調整計算が必要となります。

「課税価格に算入すべき価額」の計算

例 被相続人が相続開始の直前において居住していた家屋の敷地（特定居住用宅地等・面積 300 m²、評価額 3,000 万円）の場合
 $3,000 \text{ 万円} \times (1 - 0.8)$ (減額割合 80%、2,400 万円減額)
 $= 600 \text{ 万円}$ (課税価格に算入すべき価額)

特定居住用宅地等の面積が 300 m² (≦330 m²) であるため、宅地全体が特例の適用対象となります。
 この場合には、600 万円を課税価格に算入します。



【参考】宅地の評価方法

宅地の評価方法には、【路線価方式】(路線価が定められている地域の評価方法)と【倍率方式】(路線価が定められていない地域の評価方法)という2つの方法があり、「路線価図」や「評価倍率表」により評価します。
 この「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページで閲覧することができます(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表 [www.rosenka.nta.go.jp])。

特定居住用宅地等の適用要件等について（平成 26 年 1 月 1 日施行後）

平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される改正後の「特定居住用宅地等」の概要は、次のとおりです。

特定居住用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の表（特例の適用要件）の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応じる部分に限られます。）をいいます。

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者等ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（注）	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人
	3 上記 1 及び 2 以外の親族	<p>①から③に該当する場合で、かつ、次の④及び⑤の要件を満たす人</p> <p>① 相続開始の時に、被相続人若しくは相続人が日本国内に住所を有していること、又は、相続人が日本国内に住所を有しない場合で日本国籍を有していること</p> <p>② 被相続人に配偶者がいないこと</p> <p>③ 被相続人に、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）である人がいないこと</p> <p>④ 相続開始前 3 年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがないこと</p> <p>⑤ その宅地等を相続税の申告期限まで有していること</p>
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人

（注） 「被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族」とは、次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。

(1) 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第 1 条の規定に該当する建物」(*)である場合

被相続人の居住の用に供されていた部分

(2) (1)以外の建物である場合

被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

※ 「建物の区分所有等に関する法律第 1 条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます。

○ 適用要件の緩和

1 二世帯住宅に居住していた場合

被相続人と親族が居住するいわゆる二世帯住宅の敷地の用に供されている宅地等について、二世帯住宅が構造上区分された住居であっても、一定の要件を満たすものである場合には、その敷地全体について、特例の適用ができるようになりました。

2 老人ホームなどに入居又は入所していた場合

次のような理由により、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用ができるようになりました。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が次の住居又は施設に入居又は入所していたこと
- イ 認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
 - ロ 介護老人保健施設
 - ハ サービス付き高齢者向け住宅
- (2) 障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設などに入所又は入居していたこと